

1 1. 訓練・普及啓発活動

(1) 火山防災訓練の実施

協議会の構成機関は、定期的に火山防災訓練を行うとともに、特に突発的な噴火や、登山者や旅行者も想定した訓練も実施し、その際には、避難促進施設、スキー場等の宿泊施設、観光施設、ロープウェイの駅舎等の交通施設等の訓練への参加についても推進する。

また、訓練により明らかとなった課題等については、本計画に反映させる等、訓練を通じた火山防災対策の充実に継続的に実施する。

(2) 火山防災教育等の普及啓発活動

県及び市町村は、火山防災マップ・パンフレット等の作成を行い、住民への配布や説明の機会を通じて火山防災の意識高揚を図るとともに、地域における自主防災組織や防災リーダーを育成するなどの取組を継続的に実施する。また、御嶽山周辺の学校に対して、出前講座の実施、パンフレットの作成・配布等を行い、火山防災に関する学校教育について積極的に支援するよう努める。

国・県・市町村は、山岳関係団体と連携協力し、登山者向けのパンフレット等の作成・配布や、山麓・山中施設における指導、登山口での情報掲示等を行い、登山者に対して安全登山とともに活火山への登山に対する意識高揚と緊急時の行動についての知識の普及・啓発を図る。併せて、観光関係団体と連携協力し、御嶽山周辺を訪れる観光客に対して火山に関する理解度の向上を図る。旅行業者や交通事業者を通じた啓発も有効であると考えられるため、これらの事業者と連携した取組についても推進する。